# 種差海岸インフォメーションセンター施設使用規程

## 種差海岸インフォメーションセンター運営協議会

種差海岸インフォメーションセンターの施設の使用については、以下のとおり取り扱うものとする。

#### 1. 使用手続き

- (1)施設を占有し使用する場合は、事前に「種差海岸インフォメーションセンター使用申請書」(別紙1)を種差海岸インフォメーションセンター運営協議会会長に提出し、許可を得るものとする。
- (2)提出窓口

場 所:種差海岸インフォメーションセンター内 管理事務室

住 所:八戸市大字鮫町字棚久保 14-167

電話: 0178-51-8500 ファクシミリ: 0178-51-8501

E-mail: ic\_web@tanesashi.info

(3)施設の運営上必要がある時に許可を取り消す場合がある。この場合、申請者に発生した損失等についての補償等は行わない。

### 2. 使用許可の基準

- (1) インフォメーションセンターの運営に支障がないと認められるもの
- (2)種差海岸インフォメーションセンター運営協議会(以下運営協議会)規約の目的 (※)に沿う会議、研修、活動等のために使用するもの
- (3) 原則として、非営利活動であること
- (4) その他、運営協議会幹事会で必要と認められたもの
- (5) 自然公園法、国有財産法等の許可が必要な場合には、それらの許可を得たもの
- (6) 必要に応じて使用者等は、損害保険等に加入すること

#### 3. 留意事項

使用にあたっては次のことに留意すること

(1)施設内での飲食は禁止する。ただし、会議や体験プログラムの実施等にあたって はその限りではない。

- (2) 施設内での喫煙は禁止する。
- (3) 使用後、清掃を行い、ゴミは持ち帰ること。
- (4)使用により施設をき損した場合や物品等を滅失した場合、申請者にその費用等を請求することがある。
- (5) 使用により発生した怪我や事故等については、申請者の責任において解決すること。

## (※) 運営協議会規約第2条 目的

本会は、種差海岸インフォメーションセンターの円滑な運営を通して、三陸復興 国立公園(種差海岸、階上海岸、階上岳)及びその周辺地域における自然や景観、生 活文化等の資源の適切な活用とその保全を図り、もって地域の持続可能な発展に寄 与することを目的とする。

附 則 この規程は、平成28年 5月19日から施行する。